

議案第2号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和 平

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加西市個人情報保護条例（平成 17 年加西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止され、条例内で引用する法令名等に変更が生じたことから、所要の改正を行うもの。